

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における

消防団活動のあり方等に関する検討会

ワーキングチーム会議（第1回）

【参考資料 4】

津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の

巡回広報の取扱いについて

消 第 824 号

平成23年9月22日

関係消防本部消防長 様

和歌山県危機管理監

津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報の取扱いについて

平素は、本県消防行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年8月19日に開催した津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報についての意見交換会において御議論いただいた消防職団員の広報手段の点検結果について、特に被災の可能性のある消防職団員の巡回広報の考え方を別紙のとおり取りまとめたので、津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報の運用の際には、その趣旨にのっとり消防職団員の安全管理について御留意いただきますようお願いいたします。

別紙

津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報の取扱いについて

1 基本的な考え方

消防職団員が行う巡回広報については、住民に危険情報を伝えるのに非常に有効な手段である。

しかしながら、大津波が予想される場合においては、危険な現場での活動となり、その運用に際しては、津波到達予想時刻等の地域の状況に応じた運用が必要になる。

2 巡回広報の考え方

本県が被害を想定している東海・東南海・南海地震による津波では、南部沿岸における津波第一波の到達予想時間が10分以下と非常に短いことから、津波警報・大津波警報が発表された場合においては、巡回広報の実施が困難であることも想定されるので、沿岸への津波到達予想時刻等を考慮し、巡回広報を行うか否かを適宜判断する必要がある。

特に津波到達予想時間が短い地域については、巡回広報は実施せず、防災行政無線等での広報のみ行う等の適切な対応が必要である。

また、津波到達予想時間が比較的長い地域についても、被害想定地域については防災行政無線、有線放送による広報、サイレン、警鐘等による広報を行い、被害想定地域以外の地域については消防職団員による巡回広報も併せて行うなど津波到達予想時間等の状況に応じて指示を行う等の適切な対応が必要である。

消 第 824 号

平成23年9月22日

関係市町村長 様

和歌山県危機管理監

津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報の取扱いについて

平素は、本県消防行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年8月19日に開催した津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報についての意見交換会において御議論いただいた消防職団員の広報手段の点検結果について、特に被災の可能性のある消防職団員の巡回広報の考え方を別紙のとおり取りまとめたので、津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報の運用の際には、その趣旨にのっとり消防職団員の安全管理について御留意いただきますようお願いいたします。

別紙

津波警報・大津波警報発表時の消防職団員の巡回広報の取扱いについて

1 基本的な考え方

消防職団員が行う巡回広報については、住民に危険情報を伝えるのに非常に有効な手段である。

しかしながら、大津波が予想される場合においては、危険な現場での活動となり、その運用に際しては、津波到達予想時刻等の地域の状況に応じた運用が必要になる。

2 巡回広報の考え方

本県が被害を想定している東海・東南海・南海地震による津波では、南部沿岸における津波第一波の到達予想時間が10分以下と非常に短いことから、津波警報・大津波警報が発表された場合においては、巡回広報の実施が困難であることも想定されるので、沿岸への津波到達予想時刻等を考慮し、巡回広報を行うか否かを適宜判断する必要がある。

特に津波到達予想時間が短い地域については、巡回広報は実施せず、防災行政無線等での広報のみ行う等の適切な対応が必要である。

また、津波到達予想時間が比較的長い地域についても、被害想定地域については防災行政無線、有線放送による広報、サイレン、警鐘等による広報を行い、被害想定地域以外の地域については消防職団員による巡回広報も併せて行うなど津波到達予想時間等の状況に応じて指示を行う等の適切な対応が必要である。